

瀬戸市 I T ・ スタートアップ企業支援制度のご案内

瀬戸市では、I T ・ スタートアップ企業（裏面参照）のサテライトオフィス誘致及び育成を図るため、オフィス進出、雇用確保及び人材育成に取り組む企業を支援します。

1. 事業所の賃借料の2分の1を最大3年間、支援します

対象企業が、市内の空きオフィス、空き店舗、空き家等において事業所の新設又は増設を行う場合に、要件を満たせば賃借料の一部を支援します。

対象経費	事業所の賃借料（敷金、礼金、共益金、光熱水費等を除く）
交付内容	対象経費の2分の1（上限：月額5万円）
対象期間	3年間

2. 新規雇用及び市内転入の正規社員1人につき25万円を交付します

上記1の支援対象企業が実施する事業所の新設又は増設に伴い、新たに雇用を行う場合及び正規社員が市内に転入した場合に、要件を満たせば奨励金を交付します。

交付内容	1人あたり1回限り25万円（合算後の上限：年額750万円）
雇用時期	開設日の6か月前の日から開設して2年経過する日までの期間

※1年以上の継続雇用及び市内在住を要件とし、翌年度、翌々年度は純増分のみを対象とします。

3. 人材育成のために行う研修等に対して、費用の一部を支援します

対象経費	(1) 人材育成研修等「参加支援」事業（従業員が研修等に参加する場合） 対象経費は、市内の事業所に勤務する採用5年以内の常用雇用者が研修を受けるための受講料、教材費 (2) 人材育成研修等「開催支援」事業（企業が研修等を開催する場合） 対象経費は、講師謝礼、教材費、会場借上費、機器使用料
交付内容	対象経費の2分の1（上限：1事業1企業あたり5万円） ※小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する従業員20人以下の事業者）については、対象経費の3分の2以内とします。
対象期間	1年間（年度内に終了する事業）

4. 産業支援センターせとのコーディネーターが支援します

経験豊富なコーディネーターが、新たな事業展開や補助金の申請、I T 活用、技術課題の解決等、様々な課題にお応えします。また、新たな事業の可能性を探ります。

■ IT・スタートアップ企業等

以下に定めるIT企業及びスタートアップ企業を指します。

【IT企業等】次の表に定める業種に属する事業を行う企業を指します。

対象業種	日本標準産業分類に掲げる業種一覧
ソフトウェア業	G-情報通信業 39-情報サービス業 391-ソフトウェア業 3911-受託開発ソフトウェア業 3912-組込みソフトウェア業 3913-パッケージソフトウェア業 3914-ゲームソフトウェア業
情報処理・提供サービス業	G-情報通信業 39-情報サービス業 390-管理、補助的経済活動を行う事業所（39情報サービス業） 3900-主として管理事務を行う本社等 3909-その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 392-情報処理・提供サービス業 3921-情報処理サービス業 3922-情報提供サービス業 3929-その他の情報処理・提供サービス業
インターネット附随サービス業	G-情報通信業 40-インターネット附随サービス業 400-管理、補助的経済活動を行う事業所（40インターネット附随サービス業） 4000-主として管理事務を行う本社等 4009-その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 401-インターネット附随サービス業 4011-ポータルサイト・サーバ運営業 4012-アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ 4013-インターネット利用サポート業
デジタルコンテンツ業	G-情報通信業 41-映像・音声・文字情報制作業 411-映像情報制作・配給業 4111-映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く） 4112-テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く） 4113-アニメーション制作業 4114-映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業

【スタートアップ企業等】創業8年以内の中小企業者で、次の表に定める分野の事業を行う企業を指します。

対象分野	ア. 人工知能（AI）・ロボット関連分野 イ. 次世代自動車関連分野 ウ. 航空宇宙関連分野 エ. 環境・新エネルギー関連分野 オ. 健康長寿関連分野 カ. 先端素材・ナノテクノロジー・バイオテクノロジー関連分野
------	---